

高等学校における1人1台端末の環境整備について、文部科学大臣とデジタル大臣との連名でメッセージを発信しましたので、周知します。

事務連絡

令和4年1月11日

各都道府県・指定都市教育員会担当課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課

高等学校における1人1台端末の環境整備にかかる文部科学大臣・デジタル大臣からのメッセージについて（周知）

平素より、教育の情報化の推進に御理解・御協力いただきありがとうございます。

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）における1人1台端末の環境整備については、「GIGAスクール構想における高等学校の学習者用コンピュータ端末の整備の促進について」（令和3年12月27日付け文部科学省初等中等教育局長通知）でも周知したところですが、この度、別添のとおり、文部科学大臣とデジタル大臣との連名でメッセージを発信しましたので、周知いたします。

なお、保護者への負担軽減策を講じる場合における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用については、公立学校に限らず私立学校も含めて、活用が可能となっていることについて補足します。

以上のことを、各都道府県教育委員会におかれては、高等学校を置く域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対しても御周知いただくようお願いいたします。

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課  
情報企画推進係 TEL 03-6734-3148